

わが国が取り組むべき海洋政策 —海洋基本計画の見直しに向けて—

海洋政策研究財団常務理事
寺島紘士

2012年2月8日
国土交通省海洋政策懇談会

海洋政策に取り組むにあたって求められる視点

1. 国際的な法秩序及び政策への対応

法秩序—国連海洋法条約等

政策枠組み—アジェンダ21、WSSD実施計画、
生物多様性条約等

2. 国内の発展ニーズへの対応

海洋及び沿岸域並びにその資源の開発、利用、保全等
の推進



● <海洋国家>への発展

1. 国際的な法秩序及び政策への対応

- 国連海洋法条約の下での領海、接続水域、国際海峡、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚、延長大陸棚の管理
 - ・ 領海基線及び管轄海域の外側の限界及び境界の画定（延長大陸棚のデータ提出を含む）
 - ・ EEZ等における天然資源等の開発等に関する主権的権利
 - ・ 人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全等に関する管轄権 等
- 「アジェンダ21」等に対応して、わが国の海域において海洋の総合的管理と持続可能な開発のための管理制度の確立

1. 国際的な法秩序及び政策への対応(続き)

- 特に、国際法上の特別の法制度であるEEZ等についてはきちんとした管理制度を整備して内外に示すことが必要

＜参照＞

日本「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」(1996年)
EEZ・大陸棚の海域設定、わが国の法令の適用を一般的に述べただけ。全4条。

↓ ↑

「中国排他的経済水域及び大陸棚法」(1998年)

中国の主権及び管轄権の行使、国家の海洋権益維持を具体的に規定。全15条。

中国海洋環境保護法(2000年)等

2. 国内のニーズへの対応

- わが国でも、海洋環境の保全、沿岸域における開発・利用と海洋環境との調和、利用の競合等の調整、海洋生物資源の保存・利用、エネルギー・鉱物資源の開発、海洋の安全保障などの海洋の問題に対する効果的な取り組みが求められてきた。

- <海洋基本法が掲げる12の基本的施策>
- 海洋資源の開発及び利用の推進／海洋環境の保全、海洋生物多様性の確保等／EEZ・大陸棚の開発・利用・保全等の推進／海上輸送の確保／海洋の安全の確保／海洋調査の推進／海洋科学技術に関する研究開発の推進等／海洋産業の振興及び国際競争力の強化／沿岸域の総合的管理／離島の保全等／国際的な連携の確保及び国際協力の推進／海洋に関する国民の理解の増進等

現行海洋基本計画で十分取り上げられていない 施策の例

- 海洋の自然エネルギー（風力、波力、潮汐・潮流・海水温度差／バイオ燃料）、遺伝子資源等の開発
- 広大な我が国のEEZ等の海域特性に応じた開発、利用、保全等の計画的・総合的管理
- 海洋由来の自然災害、特に陸海を一体的にとらえた総合的な地震・津波等の対策
- 総合的な海洋調査戦略の策定、海洋台帳の整備
- 海洋の開発・利用・保全等を担う新たな産業の振興・創出
- 陸域・海域を一体的にとらえた地方主体の沿岸域の総合的管理、内水等の海域の市町村区域への編入等
- 海域の管理に重要な役割を果たす国境離島市町村の位置づけ強化
- 海洋外交の推進
- 学校教育・社会教育における海洋教育の推進（学習指導要領への明記等）

取り組みを強化すべき海洋政策に関する いくつかの提言

1. EEZ・大陸棚の開発・利用・保全・管理

21世紀のわが国が、持続可能な発展を続けていくために、国際・国内のニーズに応じて世界で6番目に広大なわが国のEEZの海洋資源や空間を有効に活用していくことが重要な課題である。そのためにEEZ・大陸棚の総合的な管理に関する法制(以下「管理法制」)を整備して、わが国の海域の権益を確保するとともに、海洋の開発・利用・保全・管理の仕組みを明らかにして、海洋産業の参入を容易にする。

管理法制には、基本理念、国の役割、調査の推進及び情報の一元的管理、基本方針、海域特性に応じ区分した海域ごとの海域計画の策定、特別海域の指定及び特別海域計画の策定、開発行為等の取り扱い、海洋の科学的調査の取り扱い、海洋環境保全への配慮などを定める。

海洋政策研究財団「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」(平成23年6月)参照

2. 広大なEEZ等の管理に重要な役割を果たす 国境離島市町村等の整備

- 洋上に点在する島に拠るという地理的に不利な条件下におかれている国境離島市町村のわが国の海域管理における重要な役割にかんがみ、国境離島市町村に対しその海域管理における重要性に見合った行財政の支援措置を講じる。
 - 住民の安全・安心の生活確保と定住環境の向上のための交通・情報・医療・教育等の生活基盤の整備、
 - 島の周辺海域の開発・利用・保全・管理の拠点としての整備

＜関連事項＞

- 離島が存在しない海洋域においては、「洋上基地」を整備して、海洋観測、科学調査、資源探査等の支援基地とするとともに、権益確保のためのプレゼンスを高める。
- EEZ・大陸棚の管理のための船艇・航空機等の整備・能力向上や、人工衛星等を利用した洋上広域監視体制の構築・強化を図る。

3. 陸域・海域を一体的にとらえた沿岸域の総合的 管理の推進

- わが国の長い海岸線に沿って発達してきた地方社会は、近年、過疎化・高齢化の進展の波に洗われ、さらに、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下が懸念されている。これらに対処するには、「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、...措置が総合的に講ぜられることによりは適切に管理されるよう必要な措置を講じる」と定める海洋基本法の活用が重要である。このため、
- 閉鎖性の高い内湾、島の間の内海など、自然的社会的条件から見て一体的に施策を講じる必要がある海域を市町村及び都道府県の行政区域に編入する。
- 地方社会における過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下に対処するため、国の「指針」に基づき、地方公共団体が中心となって事業者・住民等の関係者が参加する「沿岸域管理協議会」を設置し、「沿岸域総合管理計画」を策定して沿岸域の総合的管理に取り組む場合には、その地方公共団体に国が技術的・財政的支援を行う「総合沿岸域管理制度」を導入する。

4. 海洋教育の推進と海洋立国を支える人材の育成

- わが国が、新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関して深い理解と関心を持ち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築する必要がある。このため、
- 小学校、中学校及び高等学校において海洋に関する教育が適切に行なわれるよう、学習指導要領への位置づけ、海洋に関する具体的な教育内容及び方法の明確化、学習環境の整備、学校への支援体制の構築、海洋教育の担い手となる人材の育成、海洋教育に関する研究の推進等を図る。
- 海洋政策研究財団「小学校における海洋教育の普及推進に関する提言」「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン(小学校・中学校・高校編)」等参照
- 相互に密接な関連を有している海洋に関する問題を総合的に捉えることの出来る幅広い知識や能力を有する人材を育成するため、大学等において専門的、かつ学際的な教育・研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界とも連携しながらインターン実習の推進や、社会人再教育等の取組みを推進する。

5. 海洋における再生可能エネルギーの開発・利用の推進

- 地球温暖化を抑制するためには、自然エネルギーの利用促進が不可欠であり、そのためには世界で取り組みが進展している風力発電、波力発電等の海洋の再生可能エネルギーの開発・利用にわが国も積極的に取り組む必要がある。福島原発事故を受けて加速した風力発電の取り組みを推進するとともに、さらに波力、海・潮流、潮汐、海水温度差／バイオ燃料等その他の海洋再生可能エネルギーの開発・利用に取り組む必要がある。
- また、沿岸漁業の盛んなわが国の現状を踏まえた洋上風力発電と養殖等を組み合わせた「漁業協調型洋上風力発電」のパイロット・プロジェクトの実施、離島・半島地域におけるエネルギーの地産地消をめざした洋上風力発電の導入などを促進する。